年 月 日

(宛先)八千代市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（所在地） |  |
| 　申告者 | 氏名（名 称） |  |  |
| 電　　　　話 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人番号又は法 人 番 号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

居住困難区域内家屋(対象区域内家屋)の代替家屋に係る

固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

東日本大震災における原子力発電所の事故により，居住困難区域を指定する旨の公示がされた区域内にあった家屋（対象区域内家屋）に代わるものとして家屋を取得したので，地方税法附則第56条第14項の規定による減額について，次のとおり申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象区域内家屋 | 所有者の住所又は所在地 | □申告者と同じ |
| 所有者の氏名又は名称 | □申告者と同じ |
| 所在地 |  |
| 家屋番号 |  | 種類 |  |
| 床面積 |  | ㎡ | 共有持分 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代替家屋 | 所有者の住所又は所在地 | □申告者と同じ |
| 所有者の氏名又は名称 | □申告者と同じ | 対象区域内家屋の所有者との関係（　　　　　　　　　） |
| 所在地 | 八千代市 |
| 家屋番号 |  | 種類 |  |
| 床面積 |  | ㎡ | 共有持分 |  |
| 取得･改築年月日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | 構造 |  |
| 取得状況 | □ 新築家屋 □ 中古家屋（□ 改築） |

1. 「居住困難区域」とは原子力発電所の事故において当面の居住に適さない区域をいう。
2. 「代替家屋」とは居住困難区域内における家屋に代わるものとして取得した家屋をいう。

■特例の適用要件，添付書類などについては，裏面をご覧下さい。

**◎特例の内容と適用条件**

居住困難区域内における家屋（以下，対象区域内家屋という。）の代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は，次のとおりです。

1. **特例対象者**

（1）居住困難区域を指定する旨の公示があった日における対象区域内家屋の所有者（対象区域内家屋が共有物である場合には，その持分を有する者を含む。）

（2）(1)が個人の場合，その者について相続があったときにおける相続人（その者の相続人を含む。）

（3）(1)が個人の場合，代替家屋に(1)と同居する三親等内の親族

（4）(1)が法人の場合の合併法人又は分割承継法人（当該合併法人又は分割承継法人が合併又は分割した場合の法人を含む。）

1. **対象区域内家屋の要件**

 東日本大震災に係る原子力発電所の事故に関して，原子力災害対策特別措置法の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った避難指示等を行うことの指示の対象区域のうち，当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域に所在する家屋

1. **特例対象家屋要件**

（1）対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として従前家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので，代替家屋であると市長が認めるものに限ります。）

（2）代替家屋を改築した場合は，改築後の家屋

1. **取得期間**

居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3か月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が，居住困難区域の指定解除後に新築されたものであるときは1年）を経過するまでの間

1. **特例の内容**

 固定資産税及び都市計画税のうち，従前家屋の床面積相当分に係る税額について，取得の翌年から4年度分は2分の1，その後2年度分は3分の1減額されます。改築家屋の場合は，改築後の価格について，改築の翌年から4年度分は2分の1，その後2年度分は3分の1減額されます。

**◎添付書類**

1. 居住困難区域を指定する旨の公示があった日に，対象区域内家屋を所有していた旨を証する書類

【→登記事項証明書など】

1. 対象区域内家屋が平成23年度分の固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類

【→固定資産課税台帳記載事項証明書，名寄帳，課税明細書など】

1. 代替家屋の所有者が，対象区域内家屋の相続人，又は当該家屋の所有者と同居する3親等内の親族，又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類

（1） 相続人，又は1親等内の親族の確認書類　【→戸籍全部事項証明書】

（2） 当該家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類

【→戸籍全部事項証明書，住民票（写）】

（3） 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類

【→法人に係る登記事項証明書】

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※必要に応じて対象区域内家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。